

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況 および審議会等会議公開状況

問/市政情報課 ☎463-1759

1 情報公開制度

この制度は、市が保有している公文書を、市民の皆さんと共有するための仕組みです。

平成25年度の受付処理件数等は、表1のとおりです。

請求者の区分については、表2のとおりです。

2 個人情報保護制度

この制度は、市が保有している皆さんの個人情報の適正な取り扱いについて、基本的なルールを定めるとともに、自分に関する個人情報(「自己情報」といいます。)の開示、訂正、削除などを請求する権利を保障するものです。

平成25年度の自己情報の開示請求件数等は、表3のとおりです。

なお、自己情報の訂正および利用中止請求は、ありませんでした。

市が個人情報を取り扱って事務を行う場合は、その収集目的や記録項目を届け出ることになっています。

平成25年度の個人情報取扱事務に関する登録等の届出および例外的取り扱い(※1)件数は、表4および表5のとおりです。

※1個人情報保護制度では、本人の同意があるとき、法令の定めがあるとき、情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いたときなど条例に定めがある場合に限り、例外的な取り扱いが認められています。

3 異議申立ての状況

非公開や部分公開(※2)などの決定に対して納得できない場合は、行政不服審査法の規定により、異議申立てをすることができます。

平成25年度は、1件の異議申立てが提起されましたが、その後取り下げられました。

※2公開してはならない情報や公文書が存在のとき、非公開の決定となります。また、公開できる情報と公開してはならない情報の両方が含まれている場合、部分公開の決定となります。

4 会議公開制度

この制度は、公正で透明な会議運営と市政への市民参加促進のため、審議会等の会議を公開するものです。

法令で設置を定められている会議や学識経験者を含み構成されている会議は原則公開され、審議検討内容を傍聴することができます。

平成25年度の審議会等の会議公開状況は、表6のとおりです。今後も、これらの制度が市政

に対する信頼の基礎となるよう、市民の皆さんに開かれた制度の運用に努めてまいりますので、積極的にご利用ください。

なお、市政情報課市政情報コーナー(市役所3階・33番)では、情報公開制度および個人情報保護制度の案内・受付のほか、市政に関する資料を取りそろえて提供していますので、お気軽にご利用ください。

表1 請求・申出の受付処理件数および処理状況

実施機関	受付件数		決定の状況			
			公開	部分公開	非公開 (うち不存在)	取下げ
市長	10件	10件	3文書	6文書	---	3文書
	12文書	12文書	---	---	---	---
教育委員会	15件	15件	13文書	8文書	---	---
	21文書	21文書	---	---	---	---
計	25件	25件	16文書	14文書	---	3文書
	33文書	33文書	---	---	---	---

※申出とは、情報公開請求権を有しない方の公開の申出に実施機関が任意的公開を行った場合をいいます。

※請求者の人数は延べ24人ですが、1件の請求に対し複数の課で受付を行っているため、受付処理件数が25件となっています。

表2 請求者の区分

区分	人数
市内に住所のある方	15
市内に事務所や事業所がある個人・法人・団体	0
市内の事務所や事業所に勤務している方	0
市内の学校に在学している方	0
理由を明示して請求する個人・法人・団体	9
計	24

表3 開示請求件数および処理状況

区分 実施機関	受付件数	処理状況			
		開示	部分開示	不開示	取下げ
市長	6件6文書	0	6	0	0
計	6件6文書	0	6	0	0

表4 個人情報取扱事務の登録・変更・廃止の届出

区分	新規登録	変更	廃止	平成26年3月31日現在登録件数
件数	23	44	7	1027

表5 個人情報の本人以外収集および目的外利用・外部提供の状況

区分	取扱件数
本人以外からの収集	85
目的外の利用	85
外部への提供	27

表6 審議会等の会議公開状況

開催回数	公開・非公開の状況		傍聴人数
	公開	非公開	
399	181	218	80

※公開の会議の件数には一部非公開で行ったもの(6回)も含まれます。

※非公開で行った会議の主な非公開理由は、朝霞市介護認定審査会など、個人情報を取り扱う審議を行ったためです。

会議の日程や開催場所については、市ホームページや市政情報コーナーでお知らせしています。